

福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第2条 この補助金は、福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を経営する法人で、同一関係ではない4法人以上により構成されたグループ（以下「法人グループ」という。）を交付対象とする。

2 補助金の申請は法人グループの代表法人（以下「申請代表者」という。）が行い、補助金は申請代表者に交付するものとする。

（交付の目的）

第3条 この補助金は、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う法人グループに対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

（交付の事業内容）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、法人グループが行う、以下の事業（以下「補助事業」という。）とする。

ただし、（3）及び（4）の事業は必須とする。

（1）送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を行う。

（2）海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

海外現地の学校や送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を実施するとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

（3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

外国人介護人材の確保を促進するため、

- ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集等の採用活動
- ・ 日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
- ・ 上記取組を実施するために必要となる宣材ツールの作成等を行う。

（4）海外現地での介護人材候補者に対する学習支援

介護の日本語等の学習支援を実施する。

（5）その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月28日までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	10分の10	5,000千円 1法人500千円×法人グループ内の法人数の合計額とする。ただし、10法人分の5,000千円を上限とする。	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を補助上限額として交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産については、規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (6) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る予算及び決算を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る予算及び決算について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管し

ておかなければならない。

(7) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 申請代表者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により申請代表者に通知するものとする。

2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、様式3により申請代表者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、法人グループの構成員が第6条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第10条 申請代表者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第11条 申請代表者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式5により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第12条 申請代表者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式6により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第13条 申請代表者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、

様式 7 により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第 5 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請代表者若しくは法人グループの構成員に対して報告をさせ、又は申請代表者若しくは法人グループの構成員の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 申請代表者又は法人グループの構成員は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第 15 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、様式 8 により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第 16 条 特別の事情により第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和 7 年 6 月 6 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。

様式 1（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

福岡県知事 殿

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名
(代表者による記名押印又は署名)

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付申請書

このことについて、福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 法人グループ情報（様式 1－1）
- 2 交付申請額 金 円
- 3 経費所要額調書（様式 1－2）
- 4 支出計画書（様式 1－3）
- 5 事業計画書（様式 1－4）
- 6 役員一覧（様式 1－5）
※法人グループに構成されるすべての法人の役員全員の記載が必要
- 7 同意書（様式 1－6）
※法人グループに構成されるすべての法人分が必要
- 8 その他参考となる書類

福岡県外国人介護人材確保強化事業 法人グループ情報

(ア)法人グループの基本情報

(1)	法人グループ名					
(2)	申請代表者法人番号					
(3)	申請代表者名(法人名)					
(4)	申請代表者の主たる法人の所在住所					
(5)	グループに構成される法人	法人番号	法人名	主たる法人の所在住所	従業員数	法人として同 事業で他の都 道府県で補助 を受けている か

(イ)事業計画

① 事業内容

	送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
	海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
○	海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 ※この取組は必須
○	海外現地での介護人材候補者に対する学習支援 ※この取組は必須
	その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
	(自由記述)

② 事業実施体制

任意様式により提出

様式1－2
経費所要額調書

【外国人介護人材確保強化事業】

法人グループ名	総事業費	総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	総事業費のうち対象経費の支出予定額	選定額	補助率	グループに構成される法人数	補助限度額	補助金申請額
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
	円	円	円	円	10／10	法人	円	円
合 計								

- 注 1 (D) 欄は、(B) 欄と(C) 欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 (G) 欄の補助限度額は、1法人500,000円×法人グループ内の法人数の額を記入すること。ただし、10法人分の5,000,000円を上限とする。
- 3 (H) 欄は、(D) 欄の額に(E) 欄の補助率を乗じた額と(G) 欄を比較して少ない方を記入すること。(1,000円未満切捨て)。

支出計画書

法人グループ名：_____

- 内容
- (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
 - (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
 - (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
 - (4) 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援
 - (5) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

区分	支出予定額（円）	事業費内訳	内容
人件費 ※1			
旅費			
需用費 ※2			
会議費			
役務費 ※3			
委託費 ※4			
使用料・借上料			
備品購入費			
合 計			

(委託先について)

分類	委託先	実施内容・委託金額
委託		
委託		
委託		

- ※1 人件費には「給料・職員手当等・報酬・報償費」等を記載すること。事業費内訳に1人当たり単価及び対象人数を必ず記載すること。
- ※2 需用費には「消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費」等を記載すること。
- ※3 役務費には「通信運搬費・保険料・手数料」等を記載すること。
- ※4 委託を行う場合には委託先を記載すること。

事業計画書

法人グループ名： _____

【外国人介護人材確保強化事業】

(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

方法等	実 施 時 期	内 容

(2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

方法等	実 施 時 期	内 容

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

方法等	実 施 時 期	内 容

(4) 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援

方法等	実 施 時 期	内 容

(5) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

方法等	実 施 時 期	内 容

同 意 書

福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金の申請に関して、次のとおり同意します。

- 法人グループの名称は○○とします。
- この法人グループは、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行い、外国人介護人材の受入促進を行うことを目的とします。
- 法人グループ内の申請代表者は○○とし、申請代表者が一括して補助対象経費の支払を行い、一括して補助金の交付を受けることに同意します。
また、本事業に関する連絡は申請代表者に行うことに同意します。
- 福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱及び福岡県外国人介護人材確保強化事業実施要領の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報は偽りありません。
- 本事業の実施に関しては、法人グループ内で協議の上決定し、本事業を遂行するものとします。
- 構成される法人グループ内に、同一関係の法人はありません。

所 在 地

法 人 名

代表者名

(記名押印又は代表者による署名)

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付決定通知書

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名

年 月 日付 第 号で申請のあった福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。）第 4 条及び福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

福岡県知事

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、要綱第 4 条に定める事業とし、その内容は当該補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

（1）事業に要する経費	円
（2）補助金の額	円
- 3 補助金の確定額は、要綱第 5 条に定める交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金に係る事業実績報告書の提出期限は、事業完了後 1 か月以内又は交付決定のあった日の属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までとする。
- 5 補助事業者は、規則及び要綱に従わなければならない。

様式3（第8条関係）

第 号

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金不交付決定通知書

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名

年 月 日付 第 号で申請のあった福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金については、福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次の理由により交付しないこととしましたので通知します。

（交付しない理由）

年 月 日

福岡県知事

様式 4（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名
(代表者による記名押印又は署名)

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で(変更)交付決定を受けた福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金について、事業の内容の変更を受けたいので福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 法人グループ情報（様式 1－1）
- 2 変更交付申請額 金 円
(変更交付決定額)
- 3 既交付決定額 金 円(差引申請額 円)
- 4 経費所要額調書（様式 1－2）
- 5 支出計画書（様式 1－3）
- 6 事業計画書（様式 1－4）
- 7 その他参考となる書類

様式 5（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で（変更）交付決定を受けた福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 法人グループ（様式 1－1）

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の時期

様式 6（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金概算払請求書

年 月 日 第 号で（変更）交付決定を受けた福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金について、福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 法人グループ情報（様式 1－1） | | |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| | （変更交付決定額） | | |
| 3 | 受入済額 | 金 | 円 |
| 4 | 今回請求額 | 金 | 円 |

様式 7（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名

年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金実績報告書

年 月 日 第 号で（変更）交付決定を受けた福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金に係る実績報告について、福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 法人グループ情報（様式 1－1）
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 経費所要額精算書（様式 7－1）
- 4 対象経費の精算額内訳（様式 7－2）
- 5 事業報告書（様式 7－3）
- 6 その他添付資料
 - （1）補助対象事業の概要を示す写真
 - （2）その他参考となる資料

経費所要額精算書

【外国人介護人材確保強化事業】

法人グループ名	総事業費	総事業費から 寄付金その他 の収入を控除 した額	総事業費のうち 対象経費の実支出 額	選定額	補助率	交付決定額	確定額	補助金 受入済額	差引過 不足額 (G－H)	備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
	円	円	円	円	10／10	円	円	円	円	
合 計										

注 1 (D) 欄は、(B) 欄と (C) 欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

2 (G) 欄は、(D) 欄の額に (E) 欄の補助率を乗じた額 (1,000円未満切捨て) と (F) 欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

3 (H) 欄は、概算払請求により受入を行った補助金額を記入すること。

対象経費の精算額内訳

法人グループ名：_____

内容

- (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
- (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
- (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
- (4) 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援
- (5) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

区分	支出済額（円）	事業費内訳	内容
人件費 ※1			
旅費			
需用費 ※2			
会議費			
役務費 ※3			
委託費 ※4			
使用料・借上料			
備品購入費			
合 計			

(委託先について)

分類	委託先	実施内容・委託金額
委託		
委託		
委託		

- ※1 人件費には「給料・職員手当等・報酬・報償費」等を記載すること。事業費内訳に1人当たり単価及び対象人数を必ず記載すること。
- ※2 需用費には「消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費」等を記載すること。
- ※3 役務費には「通信運搬費・保険料・手数料」等を記載すること。
- ※4 委託を行う場合には委託先を記載すること。

事業報告書

法人グループ名：_____

【外国人介護人材確保強化事業】

（１）送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

方法等	実 施 時 期	内 容

（２）海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

方法等	実 施 時 期	内 容

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

方法等	実 施 時 期	内 容

(4) 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援

方法等	実 施 時 期	内 容

(5) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

方法等	実 施 時 期	内 容

様式 8（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地
法人グループ名
申請代表者名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により（変更）交付決定があった
年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金について、福岡県外国人介護人材
確保強化事業費補助金交付要綱第 15 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 法人グループ情報（様式 1－1）
- 2 福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）第 14 条の規定に基
づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要県補助金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等